

平成 22 年度第 1 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開会
- 2 報告事項
平成 21 年度入札契約執行状況（平成 22 年 3 月末）
- 3 議事
北海道における談合情報対応手続について
- 4 閉会

平成22年度 第1回北海道入札監視委員会 出席者名簿

| | |
|-----|---------|
| 委員長 | 白石 悟 |
| 委員 | 赤 淵 由紀彦 |
| 委員 | 肥 前 洋 一 |
| 委員 | 山 本 千雅子 |
| 委員 | 吉 岡 征 雄 |

委員は五十音順、敬称略

関係各部局出席者

| 所属 | 職 | 氏名 |
|---------------|--------|---------|
| 農政部農村振興局事業調整課 | 事業調整課長 | 市 川 隆 司 |
| " | 主 幹 | 長 内 司 |
| " | 主 査 | 渡 部 範 彦 |
| 水産林務部総務課 | 主 幹 | 石 本 雄 一 |
| " | 主 査 | 千 葉 和 夫 |
| 建設部建設管理局建設情報課 | 建設情報課長 | 橋 田 欣 一 |
| " | 主 幹 | 寺 崎 峰 雄 |
| " | 主 幹 | 玉 田 学 |
| " | 主 査 | 平 館 孝 浩 |
| " | 主 査 | 盛 永 昌 代 |
| " | 主 査 | 高 谷 光 行 |
| 建設部建築局計画管理課 | 主 幹 | 喜 多 睦 夫 |
| " | 主 査 | 中 村 廣 行 |
| 出納局総務課 | 主 幹 | 米 田 祥 三 |
| " | 主 査 | 千 嶋 磨 |

事務局

| 所属 | 職 | 氏名 |
|---------------|-----|---------|
| 総務部行政改革局 | 局 長 | 中 川 淳 二 |
| 総務部行政改革局行政改革課 | 課 長 | 朝 倉 浩 司 |
| " | 主 幹 | 大 谷 正 毅 |
| " | 主 査 | 斉 藤 英 毅 |

平成22年度第1回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

予定の時刻となりましたので、ただいまから、平成22年度第1回入札監視委員会を開催いたします。

本日は、柴口委員がご都合により欠席されておりますが、委員会設置要綱に定める開催要件を満たしていることを、ご報告させていただきます。

会議に入ります前に、4月1日付けで道の人事異動により、事務局に異動がございましたのでご紹介させていただきます。

行政改革局長の 中川 です。

行政改革課長の 朝倉 です。

行政改革課主幹の 大谷 です。どうぞよろしくお願いたします。

開会に当たりまして、総務部行政改革局長の中川よりご挨拶申し上げます。

(行政改革局長)

平成22年度第1回入札監視委員会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様方には、本日は大変お忙しい中ご出席いただき、また、日頃から道行政に対しまして、ご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。

当委員会は、平成15年度の設置から7年が経過しております。現在は第4期の委員構成により運営をさせていただいておりますが、この間、委員会からいただきましたご意見に基づき、道におきましては、様々な入札、契約方策の改善などに努めてまいりましたところでございます。

本年度におきましても、北海道における入札や契約の過程、その内容につきまして、より一層の透明性の確保が図られますよう、活発なご審議をお願い申し上げます。

本日の委員会は、平成21年度の入札契約の執行状況について、報告をさせていただきます。

その後、北海道における談合情報の対応手続につきましてご説明をし、種々ご意見をいただきたいと思っております。

また、委員会終了後には、本年度の現地調査の課題、テーマなどにつきましても、打ち合わせをさせていただく予定でございます。

道におきましては、今後とも委員の皆様方から率直なご意見を賜りまして、さらなる入札、契約等の適正化に努めて参りたいと考えておりますので、特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

(事務局)

それでは、これからの議事の進行につきまして、白石委員長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

2 報告事項

平成 21 年度入札契約執行状況（平成 22 年 3 月末）

（委員長）

それでは、議事を始めたいと思います。報告事項の 1 番目、「入札契約執行状況」について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、資料 1 の中の「平成 21 年度入札契約執行状況(平成 22 年 3 月末)」に基づき、平成 21 年度年間の入札契約の執行状況について、報告させていただきます。

最初にお断りさせていただきますが、本年 4 月 1 日付けで、支庁、土現及び森づくりセンターの組織名称が変更となっておりますが、今回の執行状況までは、平成 21 年度執行分となっておりますので、旧組織名称にて報告させていただきますことをあらかじめご了承ください。

それでは、1 ページ目 1 点目の項目、「発注 3 部の工事における一般競争の実施状況」です。

平成 20 年度年間「79.6%」の入札に占める一般競争の実施割合が、平成 21 年度年間では「82.8%」となり、「3.2 ポイント」上昇しております。

2 点目の項目、「発注部門別落札率」についてです。

発注 3 部分の工事の入札における落札率について、平成 20 年度年間分と比較し、「1.8 ポイント」上昇、その他部門を加えた全体計でも、「1.8 ポイント」上昇しました。

次のページの委託部門については、発注 3 部分で「0.4 ポイント」下降、全体計でも、「0.5 ポイント」下降いたしました。

次に 3 点目の項目 「入札方式別落札率」の状況についてです。

一般競争及び指名競争の落札率がともに上昇しておりますが、一般競争と指名競争及び一般競争における総合評価と通常分との落札率の差が、縮まっております。

このことは、元々、落札率が高いもの、具体的に申し上げますと指名競争と総合評価の落札率の上がり幅が、一般競争及び総合評価以外の価格競争に比べ鈍い事に起因するものと考えております。

3 ページ目は、発注 3 部における部門別入札・契約実績です。

4 ページ、5 ページは、発注機関ごとの工事及び委託の入札契約実績です。

平成 21 年度は、随意契約も含め「工事：5,900 件」、「委託：6,103 件」を発注したところ です。

次に 6 ページになりますが、「最低制限価格等の設定基準の改正に伴う落札率の比較」です。

7 月 16 日以降の第 2 から第 3 四半期入札分の落札率は、上昇傾向にあったところですが、第 4 四半期に入り下降傾向に転じております。

次に 7 ページ以降になりますが、年度別の推移を載せております。

9 ページは、随意契約も含めた年間発注額等について、載せておりますが、工事・委託の発注件数、金額ともに、前年度を上回る結果となっております。以上です。

（委員長）

ただ今の説明について、質問等は、ございませんでしょうか。

(委員)

支庁の中で、工事なのですけれども、4ページですか。随意契約が上川で15件となっておりますが、理由とかわかりますでしょうか。

他に比べてちょっと多いということなのですが。

(農政部)

農政部の方からお答え申し上げます。他の支庁もほぼ同様の傾向でございますけれども、支庁における農業土木工事の発注において、前年の平成20年度秋口の気象条件の変更によって設計変更等を行いまして、一部工事を次年度の春先の農地等が十分に乾いて工事がやりやすい時期にやらなければならないメニューを、次の年の発注に回すことが多くございますが、その場合、最終的な成果品としての瑕疵等が有っては困りますので、前年度の施工業者との随意契約によりその部分のみ新年度に入ってから行わざるを得ないという事情がございまして、そういったことが大きな理由となっているところでございます。他の支庁もほぼ同じような傾向だと考えているところです。

(委員)

そうしますと、支庁で随意契約があった場合には、多くの場合、農業土木の季節的な要因で随意契約になっているものが多いというふうに全体的傾向として捉えておいてよろしいですか。

(農政部)

大きく申し上げますと、そのような考え方で結構だと思います。ただ、私どもの農業土木工事の部分だけが支庁の契約すべてではございませんので、他の契約等もありますが、大きな部分は農業土木が占めていると思われまますので、昨年度、支庁において行われた大部分がそうであると私ども理解しております。

(事務局)

事務局ですが、ただ今の件につきまして、3ページ目をご覧になっていただきたいのですが、下から3段目に随意契約の欄がございます。これを見ていただきますと、農政部門で42件、土木部門で12件となっておりますので、支庁で発注した全てが農政部門ということが言えるかと思えます。

(委員)

指名競争入札について、4ページの資料なのですが、各土木現業所ですいぶん指名競争入札の数が多いところと、帯広土現のようにほとんど指名競争入札がないところと両方あるのですけれども、それが一番右の欄の一般競争入札執行率でいいますと、札幌土現は65.1%に対し、帯広土現は97.3%でほとんど一般競争入札。こういう数字の違いがかなり出ているのですけれども、工事の種別が両方で違うとか。そういう理由というのがあるのでしょうか。

(建設部)

建設部ですけれども、取組方針が1千万円未満については指名競争入札というかたちで、設計書作成等のいろいろな手続き上の手間がかかりますのでやっておりますけれども、帯広につきましては、地域的に1千万円未満であっても、一般競争でやることの方が地域の業者さんたちの理解が得やすいということで一般競争をやっているという状況であるということと理解しております。

(委員)

これは、発注者側の都合ではなく、受注者側の意向がそうになっているので、こういう差が出て

いるというご説明でしょうか。

入札のやり方ですね。発注者側としては指名競争の方が1千万円未満のものであればやりやすいけれども、受注者側がそれは一般の競争でやってほしいという要望が多いので、そういうふうになっていると。

(建設部)

帯広の方というのは、落札率が低いというか、業者数が多いということで競争が厳しい土地柄なものですから、その中で、指名競争入札をすれば数について、入札の機会を与えるのが7者くらいの指名ということになりますので、一般競争の場合は、少なくとも20者以上の参入の可能性があるということで、多くの方が参入できるようなことを地域的にかなえるということで、事務処理上は厳しいですが、そういうかたちをとっております。

(委員)

特殊事情として、特定業者とは言わないけれども、一般競争入札を強く求める業者が、今現在いるかどうか分からないけれども、過去にはいましたよね。そういう事情もあるのだらうと思います。

業者さんの中に指名競争入札は駄目だという強固な意見を持っている業者がいたりしたというのはありますよね。

(委員)

指名を一般の方にするというのは、別に、それでいい訳ですよ。本来、業者側の意向に応じて入札のやり方を変えるというよりは、こちらで、こういう場合はこういうルールで行きますというのが原則でしょうけれども。この場合には、逆に指名のところを一般競争入札にする訳ですから、それに応えてやる分には全く問題ないし、むしろ好ましいということでやっている訳ですよ。

(建設部)

公募の場合には、公告から入札までの間40日という日数がかかりますので、指名競争の場合は、20日から25日くらいですので、適期の施工というのが指名競争の場合できるということになります。それが有利な点かと思えますけれども。公募の場合、どうしても事務処理上の時間、設計書の作成等を考えると時間がかかるというので、工事の施工が適期にできないおそれがあるということで、そういう点では、若干マイナスの面も出てきているそういう可能性もあるかなと思います。

(委員)

今の話でいくと、帯広土現管内の方がちょっと特殊であって、他の土現の方が通常のルールで淡々とやっているという、そういう理解でよろしいですか。

帯広方式でやると相当の労働がかかってくるものなのではないでしょうか。あとは期間的な問題が大きいということで、日数的に半月くらいよけいに時間を要するということですね。

(委員)

森づくりセンターのところで、渡島東部の指名競争が5件で、それ以外では渡島西部と後志が1件ずつなのですからけれども、渡島東部の指名が多い理由は何かあるのですか。

(水産林務部)

水産林務部です。前回の委員会でも3センターの指名競争の理由については申し上げたところですが、昨年度、その地域で災害が発生いたしまして、それらに迅速に対応するために、一般競

争入札ではなく、指名競争入札によって災害対応を行ったものであります。

(委員)

何度か申し上げているのですが、そういう災害対応の時に一般競争の実施率が下がってしまうのですけれども、この表だけ見ると全然わからないのですよね。

それで、今までの統計の取り方に従っているから同じ方法ですとってきているというのはわかるのですが、もう1行列を足して災害対応分を記載するとかそういった対応というのは、3年くらい毎年同じことを言っていますけれども、今後、考えていただけますでしょうか。

そうでなければ、どこまで一生懸命やったのか、どこまで成果を出したのかが、この統計からは、一般に読み取れないということになってしまいますので、そろそろ、何か考えていただいてもよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

はい、わかりました。

(委員長)

ご検討をお願いします。

例えば、地震でどこかの地域が大規模に災害が起こったということがありますと、その年度だけ急に統計の数値が変わってしまいますので、その辺を経年的に比べようとする、切り分けてやらないとちょっと統計上、比較が難しいといったこともあるかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

3 議 事

北海道における談合情報対応手続について

(委員長)

それでは、議事の方に移りたいと思います。「北海道における談合情報対応手続」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料1の中の「北海道における談合情報対応手続について」及び「談合情報受理時期及び談合認否状況による対応一覧」に基づき説明をさせていただきます。

また、委員の皆様には、別冊の参考資料として「他県等における対応マニュアル等」を配布させていただいております。

初めに、今回の委員会で本事案を取り上げた経緯についてですが、前回の平成21年度第4回委員会において、談合情報の対応のあり方、事情聴取に対する取り組み方などについて、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。

このことを受けまして、道における談合情報の対応についてご説明申し上げ、状況をご理解いただくとともに、ご意見をお伺いしたいと考えております。

また、談合情報の内容によっては、本委員会においてご審議いただく場合もございますので、その点についてもご説明申し上げたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

資料の「北海道における談合情報対応手続について」の1ページ目、1番目の項目として、「談合情報への適切な対応」として4点のポイントを上げさせていただきました。

これは、適正化法及び適正化指針に規定されている談合情報の対応に関する項目につい

て、4点に整理したものです。

まず、1点目として、「公正取引委員会への通知」についてです。

適正化法第10条においては、地方公共団体の長は、地方公共団体が発注する公共工事の入札及び契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対しその事実を通知しなければならないと規定しております。

独占禁止法の規定ですが、第3条は事業者の違反に、第8条は事業者団体いわゆる建設協会等の団体の違反に適用される規定となっております。

この適正化法の規定を受けて適正化指針では、公正取引委員会に通知することは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見逃ごすことなく毅然とした対応(いわゆる公正取引委員会への通報)を行うことによって、発生した不正行為に対する【公正取引委員会の】処分の実施を促すとともに、【公正取引委員会への通報・公正取引委員会の処分等によって】再発の防止を図ろうとするものである。と規定されております。

この規定を受け、道では、「談合情報対応手続」により、工事の発注に限らず、対象契約が特定できるものすべてについて、公正取引委員会及び北海道警察に通報することとしているところです。

次に2点目、「談合情報対応マニュアルの策定」についてです。

適正化指針において、地方公共団体の長は、適正化法第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについて、あらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、公表することと規定しております。

また、要領においては、

違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順。

公正取引委員会への通知の手順。

公正取引委員会への通知の事実・内容の公表のあり方。

事実関係が確認された場合の入札手続きの取扱い

について、定めるよう規定されております。

この規定を受け、道では、「談合情報対応手続」により、これらを規定しているところです。

次に3点目、「不正行為の発生しにくい環境の整備」についてです。

適正化指針においては、地方公共団体の長は、適正化法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手続きの透明性の向上等により、不正行為の発生しにくい環境の整備を進めることを規定しております。

この規定を受け、道では、一般競争入札及び総合評価方式の拡大、予定価格事後公表の実施、電子入札の導入・拡大などを行っております。

また、談合情報が寄せられた際には、極力、当初入札を中止し、再募集にあたっての要件等を緩和し入札参加者を増やすことにより、容易に談合を行わせないための対策を談合情報対応手続に規定し、対応しているところです。

次に4点目、「公正取引委員会の審査活動への配慮」についてです。

適正化指針において、談合情報対応マニュアルの策定にあたっては、公正取引委員会が

行う審査の妨げとならないよう留意するものと規定されております。

この規定を受け、道では、公正取引委員会及び警察へ通報していることが外部に漏れることのないよう十分留意するものと規定しております。

さらに、公正取引委員会で発行している「入札談合の防止に向けて」という冊子には、公正取引委員会に談合情報を提供したということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にするなど、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じる恐れが強いため、情報提供に当たっては留意願うと要請されているところです。

また、資料の10ページ目の1番下になりますが、こちらは、公正取引委員会資料を抜粋したのですが、「発注機関において、独自に調査をする場合には、疑いのある事業者からの事情聴取は極力回避し」というお願いを受けているところでもあります。

以上4点のポイントをあげさせていただきましたが、

- ・公の処分は、通報を受け捜査機関において行う。
- ・発注機関は、対応マニュアルを策定する。
- ・発注機関は、談合情報等不正行為に対しては（情報もたらされた場合も含めて）競争環境の整備により対応する。
- ・発注機関においては、捜査機関への協力が不可欠。

といった点に要約されるものと考えます。

次に、1ページ目下段ですが、

道における談合情報対応手続は、平成12年6月に関係部で個々に暫定措置により対応していたものを一本化し、策定したものです。

その後の、大きな改正としては、全国知事会の緊急報告を受け、道の「入札契約制度の適正化に係る取組方針」との整合を図るため、平成19年8月に改正をしております。

その際の主な改正点として、通報の対象に北海道警察を追加。

北海道入札監視委員会における談合情報認否の審議を追加。などを行っております。

談合情報対応手続におけるキーワードとして、

「調査」は、入札の公平性を確保するために行うもの。

「事情聴取」は、公正な入札を行うために必要な措置。

「公正入札調査委員会」は、談合事実の認否についての審議を所掌するもの。

「北海道入札監視委員会」は、談合事実の認否及び談合情報対応等の審議を行うもの。

と位置づけられております。

次の2ページ目は、適正化法及び適正化指針の関係部分を抜粋して掲載しております。

3ページ目からは、道の談合情報対応手続を掲載しておりますので、こちらに沿って、内容を説明させていただきます。

第1で談合情報の受理時点ごとの具体的対応手続が規定されています。

1番目として、「入札執行前に談合情報を受理した場合」です。通常、談合情報は、入札前に入るケースがほとんどであります。この場合の対応を規定しております。

(1)として、「受理した談合情報の報告」を規定しています。

情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとしております。

(2)として、「合議制の委員会である公正入札調査委員会への報告」を規定しております。

(3)として、「公正取引委員会及び警察並びに行政改革局長への談合情報の通報等」を規定。

この場合、支出負担行為担当者等は、公正取引委員会及び警察へ通報していることが外部に漏れることのないよう十分留意するものと定められております。

(4)として、「調査基準」を規定しています。

アとして、対象契約が特定でき、かつ、次の要件に該当する談合情報については、調査を行うものとする規定されています。

(ア)談合の具体的な物証が示されたもの

(イ)情報提供者の氏名及び連絡先が明らかなもの

(ウ)匿名の場合にあっては、落札予定者名を含むもの、又は次のいずれかの事項を2つ以上含むもの

a 落札予定金額

b 談合に関与したとされる業者名

c 談合が行われた日時及び場所

(エ)談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われる内容を含むもの

(オ)上記(ア)から(エ)までのほか、調査が必要であると認められるもの

これらに該当しないものについては、次のイの規程ですが、入札を予定どおり執行するものと規定されています。

次に(5)として、「入札の延期及び取りやめ」を規定しています。

アとして、談合情報の対応に日数を要すると判断したときは、入札の執行を延期するものと規定。

イとして、次のいずれかに該当する場合には、調査することなく、入札の執行を取りやめることができるとされています。

(ア)一般競争入札の参加業者名又は指名競争入札の指名業者名のすべてを、おおむね正確に指摘したと認められるもの

(イ)予定価格又は設計積算額を、認知又は推察できる状況になる前に正確に指摘したと認められるもの

(ウ)その他支出負担行為担当者等が、入札執行手続の継続が不相当と認めるとき

ウとして、イの規定により入札の執行を取りやめ、新たに指名競争入札を執行しようとするときは、当初の入札参加者を指名しないことと規定。

(6)として、「調査手続」について規定。

事情聴取者は、事業担当課及び事業担当課以外の課の主幹相当職以上の職にある者から、指定することとされております。

事情聴取の相手方は、代表取締役、入札代理人又は役員等の責任者とされております。

(7)として、「談合事実認否の審議」を規定。

公正入札調査委員会は、談合事実の認否について審議し、その結果を支出負担行為担当者等に通知することとされています。

(8)として、「工事等に関する談合情報の入札監視委員会への審議依頼」を規定。

工事及び工事に係る委託業務に関する談合情報のうち次に掲げるものについては、談合事実認否の審議を北海道入札監視委員会に依頼すると規定されています。

(ア) 特定の職員の入札への不当な関与を指摘したもの

(イ) その他入札監視委員会による審議を経ることが適当であると認められるもの

(9)として、「談合の事実がある又は談合の疑いが強いと認められる場合における事務処理」について、規定。

アで入札執行の取りやめを規定しています。

イの規定は、先程もありましたけれども、入札の執行を取りやめ、新たに指名競争入札を執行しようとするときは、当初の入札参加者を指名しないことと規定。

次に(10)として、「談合の事実が確認できない場合の事務処理」について規定。

(ア)として、当初入札が一般競争入札及び公募による指名競争入札の場合は、入札の執行を取りやめ、地域要件、格付要件等を緩和した上で新たに一般競争入札を執行することとされています。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当初の入札を執行することができることとしております。

a 適正な入札及び契約履行の確保の観点から、当初の入札に係る地域要件、格付要件等を緩和することが困難な場合

b 当初の入札において、応札可能者数が20者以上となる地域要件、格付要件等を設定している場合

ただし、最近の傾向を見ますと、当初入札を中止し新たに要件緩和等を行い入札をやりなおすといった事例が多いのも事実です。

(イ)として、当初の入札が通常の指名競争入札の場合です。

この場合は、次のいずれかによることとされています。

a 入札の執行を取りやめ、新たに一般競争入札を執行する。

b aの方法による場合には契約の目的を達成することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、入札参加者を7者以上追加指名した上で入札を執行する。

(11)として、「談合情報どおりの者が落札対象者となった場合等の調査」について規定。

この場合、全入札者から積算内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかどうかを確認するとともに、再度、調査を行うものと規定。

「談合の事実があると認められる」と認められたときは、無効入札の条件を適用し、入札の執行を打ち切る。

「談合の疑いが強いと認められる」とされたときは、入札の執行を取りやめる。

「談合の事実が確認できない」とされたときは、入札結果に基づき落札決定する。

こととされています。

また、先程までと同様に、新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者を指名しないものとされています。

次に2として、「入札執行後、契約締結前に談合情報を受理した場合の対応」を規定。

(2)の調査基準ですが、次の要件に該当する場合、調査を行うものとされています。

(ア)談合の具体的な物証が示されたもの

(イ)談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われる内容を含むもの

(ウ)調査が必要であると認められるもの

イにおいて、これに該当しない場合は、契約を締結するものとする規定。

(4)として、「談合の事実があると認められる場合の事務処理」について規定。

「談合の事実があると認められる」と通知されたときは、無効入札の条件を適用し、入札を無効とするものとする。

新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者を指名しない。

(5)として、「談合の事実が確認できない場合の事務処理」について規定。

契約を締結するといった事務処理となっております。

次に3として、「契約締結後に談合情報を受理した場合」について規定。

(2)として、「調査基準」について規定。

次の要件に該当する談合情報については、調査を行うものとされております。

(ア) 談合の具体的な物証が示されたもの

(イ) 談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われる内容を含むもの

(ウ) 調査が必要であると認められるもの

これに該当しない場合は、すでに契約を締結している案件ですので、そのまま契約を継続することとされております。

(4)として、「談合の事実があると認められる場合の審議結果通知後の事務処理」について規定。

「談合の事実がある」と通知されたときは、速やかに公正取引委員会及び警察に通報すると規定されています。通常、公正取引委員会及び警察に通報を行っているのですが、再度通報することにより、公正取引委員会等の速やかな調査、判断を促すといったことから、通報の規定を再表記しているものと考えられます。

公正取引委員会等の判断により、談合の事実が確定したときは、当該契約の契約条項に基づき賠償金を徴収するものとする。

また、契約の履行状況等を考慮し、契約解除についても検討するものとするという規定となっております。

次に、公正取引委員会等の判断を待つことなく契約を解除することが適当と判断したときは、契約の相手方に契約解除を申し入れ、合意解除するものとする規定されております。これは、甲（発注者）側で解除権を有するものではないことから、甲乙協議の中で同意を得て解除しようとするものであり、この段階では、一方的に解除できるような強いものを持ち得ていないということです。

(5)として、「談合の事実が確認できない場合の事務処理」を規定しています。

この場合、契約を継続することとしています。

第2として、「入札監視委員会による調査検証」についてです。

(1)として、談合事実認否の審議についてですが、入札監視委員会による談合事実認否の審議は、提出された関係書類、入札監視委員会が必要に応じ行う調査検証の結果等により行うものとされております。

(2)として、意見書の作成について規定。

入札監視委員会は、審議を終えたときは意見書を作成し通知することとされております。

この意見書の通知ですが、審議の依頼を受けた日からおおむね 30 日以内に行うものとされております。ですから、関係書類を集める、調査検証を行うといったことを考えますと相当タイトな日程になるものと考えております。

次に 2 の入札監視委員会への対応です。

談合事実認否の審議及び談合情報対応等に関する審議に当たり、入札監視委員会から資料提供等の要請があったときは、適切に対応するものと規定されております。

次に 10 ページに飛んでいただきまして、中程の黒丸「北海道入札監視委員会の運営に関する事務処理要領」ですが、こちら関係部分だけ抜粋して載せております。

事務処理要領の中の第 11 で「談合情報の審議等」について、規定されております。

談合情報の審議等については、

先程、説明させていただきましたが、職員の関与等により、入札監視委員会あて審議依頼があった案件についての審議を行う。

入札監視委員会が必要と認める場合において、談合情報対応等に関する審議を行うことができる。 と規定されております。

に関しては、工事及び工事に係る委託業務に限定されたものでありますけれども、に関しては、特段そういった規定がありませんので、工事及び工事に関する委託業務に限定することなく、対応が可能だと考えております。

資料の 8 ページに戻っていただきまして、第 3 の公正入札調査委員会に関する規定です。

公正入札調査委員会は、談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、設置するものであります。

公正入札調査委員会の所掌事項ですが、談合事実の認否についての審議を所掌するものと規定されております。

次に 9 ページですが、情報管理に関する措置についてです。

「第 1 の 1 の (5) の規定により入札の執行を取りやめた場合」ということで、先程、説明させていただきましたが、一般競争入札の参加者名、指名競争入札の指名業者名をすべて正確に指摘した場合、予定価格又は設計積算額を認知又は推察できる状況になる前に正確に指摘した場合にあっては、調査等を行うことなく、入札の執行を取りやめることができるという規定がありましたけれども、この規定により入札の執行を取りやめた場合については、必要な措置を採るものとされております。

この必要な措置については、入札参加者、指名業者名又は、予定価格等に関しては、職員から業者へ漏らしたことが考えられることから、地方公務員法上の懲戒処分を基本とし、厳正に対処するということが、「公正な入札を妨げる行為の禁止について」に定められておりますので、こちらに沿って措置を講じるということです。

次に第 5 の公表です。

談合情報対応経過の公表についてですが、1 年間、公表することとされております。これに関しては、従前、3 ヶ月間ということでありましたが、平成 19 年 8 月の改正により、1 年に延びたところですが。

次に本手続の公表についてですが、この談合情報対応手続に関してですが、閲覧場所を定めて公表することとされております。現在は、ホームページでも公表されております。

続きまして、その他です。

随意契約の場合の準用についてですが、随意契約といいましても、競争見積の場合ですが、競争入札の手に準じて取り扱えることができるという規定となっております。

次に、公正取引委員会及び警察への協力ですが、協力依頼があった場合は、事務に支障がない範囲で協力するものと規定されております。

11 ページ以降については、平成 21 年度までの談合情報の概要について、数字を載せております。平成 22 年度につきましては、現在のところ、1 件も情報を受けておりません。

欄外にコメントを載せておりますので、説明をさせていただきたいと思っております。

平成 12 年度で、表の下から 2 段目、「調査を実施した件数のうち、談合の疑いが強いと判断した件数」について、2 件ということで件数を計上しておりますが、このうちの 1 件は、積算内訳書を確認した結果、数社が一部の箇所で同様の違算をしており、協議したと受け止められる可能性が考えられたため、談合の疑いが強いと判断したものです。こちらについては、稚内土現の発注案件です。

もう 1 件ですが、積算内訳書を確認した結果、複数の業者の直接工事費の内訳が同額であるなどの事実があったことから、談合の疑いが強いと判断したものです。こちらについては、網走教育局の発注案件です。

続きまして、平成 17 年度の案件ですが、下から 4 段目の「対象となる契約が特定できないもの等」で 223 件ということで数値を計上しておりますが、こちらで、223 件を計上したことから、平成 17 年度全体でも、受理件数 263 件と飛び抜けて多い数値となっております。この契約が特定できない 223 件についてのコメントですが、すでに公表されている事項についてのみ情報提供があり、調査要件に該当しなかったことから、本欄にて件数処理したものです。こちらについては、10 土現発注案件、塗装工事過去 4 年分について、一括して情報提供があったものです。

続きまして、平成 18 年度の「対象となる契約が特定できないもの等」2 件のうち 1 件ですが、葉書の宛先が「道庁談合・横領監査係」で送られてきたため事務局で受理しましたが、具体的な談合情報がなかったため、この欄で処理させていただきました。

平成 18 年度のもう 1 件ですが、業者名 7 社及び談合を行っているとの記載がありましたが、具体的情報である対象工事、落札予定者名等がなかったために、こちらに計上させていただきました。こちらについては、警察本部の案件です。

次に 12 ページ以降ですが、平成 20 年度・21 年度の発注機関別の情報の状況について、載せております。14 ページは、平成 20 年度・21 年度の情報が入ってきた時期とその情報を受けての対応を載せておりますが、入札後及び契約後に情報を受理した案件については、すべて、執行の欄に計上しております。

続きまして、1 枚ものの資料に基づき、説明をさせていただきます。

こちらについては、「談合の事実がある」、「談合の疑いが強い」、「談合の事実が確認できない」という談合認否の 3 種の判定と、談合情報を受理した時期における対応の違いを載せております。先程、談合情報対応手続の本文の中で、説明させていただいておりますけれども、各々の対応時期ごとに書かれているものですから、若干、判りづらい部分があるので、表にまとめさせていただいております。

談合の事実があると確認された場合の取扱いですけれども、契約締結前であれば、入札を取りやめるとか、入札を無効にするといった対応にしかならないところです。

次に契約締結後の扱いですが、先程も説明させていただきましたが、発注者の判断だけですと契約解除の検討に当たっても、合意解除にしかならない。公正取引委員会（警察）のしかるべき判断である排除措置命令、課徴金納付命令等が出された場合については、発注者側に解除権が発生するという事です。賠償金の請求についても同様です。公正取引委員会の判断後でなければ、請求できないという状況となっております。【注：正確には当該命令等の確定後】

また、指名停止の措置がありますが、こちらについても同様の時期、公正取引委員会の判断が出されたとか、逮捕された、起訴されたといったことがなければ、指名停止はできないといった状況となっております。ですから、指名停止措置以前であれば、一般競争入札に手を挙げてくるのを発注者としては拒むことはできないこととなります。

続きまして、前回の委員会で他府県の状況について、確認していただきたいというご意見がありましたので、その点について説明させていただきます。

委員にお配りしている資料編「他県等における対応マニュアル等」に載せておりますが、説明させていただきます。

事情聴取における質問事項についてですが、全国的には、開発局で行っている3問程度の質問が主流となっております。北海道は、特に質問項目が少ない訳ではありません。

他府県で北海道にはない質問事項として、「受注意欲について」（岩手県、和歌山県）「談合防止のための社内対策」（和歌山県）「専門工事の見積業者」（三重県）等がありますが、これらの質問の効果は不明です。

事情聴取方法についてですが、開発局は、事情聴取対象者全員を集合させ、事情聴取項目を通知後、1社ずつ面談室に呼び出して実施しております。事情聴取実施のタイミングがよくわかりませんが、入札前の事情聴取であれば、入札参加者が判明してしまうことが考えられます。

また、他府県の談合情報対応手続で特異な例として、埼玉県事例があります。埼玉県は、「不正行為の事実あり」と判断した場合、刑事訴訟法に基づく告発について、決定することと、談合情報対応マニュアルの中で言い切っております。他府県では、刑事訴訟法による告発まで規定している談合情報対応手続はなかったという状況です。あくまでも、ホームページ上の検索結果ですが。

以上、説明をさせていただきましたが、今までの説明の内容を踏まえまして、北海道としての考え方について、説明させていただきます。

事情聴取にあたっては、寄せられた情報に応じた聴取及び相手方に情報を提示しての聴取は、公正取引委員会の要請の関係、入札参加者名及び予定価格等の情報が漏洩することなどを考えると困難であると判断しております。

よって、事情聴取においては、積極的に掘り下げることが困難であり、得た情報を客観的に受け止める作業とならざるを得ないと判断しております。

また、発注者としては、当該入札における入札参加者数を増やすなど談合がやりづらくなるような工夫をすることなどにより、公正な入札の確保を検討していくといった方法で考えざるを得ないと考えております。

なお、事情聴取についてですが、前回の委員会で、決まり切った質問をするだけであれば、事情聴取そのものは必要ないのではないかというご意見をいただいておりますが、事

情聴取については、公正な入札を行うために必要な措置であり、相手方に対して情報を引き出す機会を与えるものでもあることから、省略することにはならないと考えております。

また、事情聴取に応じない入札参加者がある場合には、入札が公正なものであるかどうか判断できないこととなるので、原則として入札執行を取りやめることとしております。

これは、談合情報対応手続の質疑応答の中で記述されている事項ですけれども、こういった点からも、事情聴取を省略するといったことにはなっていないと判断しております。

次に、北海道における談合情報対応の特徴についてですが、事情聴取後の入札において誓約書を徴取している機関が全国的に多いところです。北海道は、過去に誓約書を徴した上で入札を執行しておりましたけれども、現在、こちらは止めております。止めた経緯は、実効性の問題であると思っておりますけれども、こういった形で北海道におきましても、談合情報対応手続については、随時見直し改善を図っているところです。

また、北海道独自の取組について説明させていただきますが、ランダム・カット式指名選考の適用についてです。

ランダム・カット式指名選考は、当委員会の意見具申を受け平成 16 年 4 月 30 日付けで廃止いたしておりますけれども、発注 3 部所管の工事及び工事に係る委託業務に関して、談合情報対応手続に基づき所定の対応を行った場合等においては、総合振興局、振興局、建設管理部、森林室を単位とし 3 ヶ月間ランダム・カット式指名選考を実施することとしております。こちらは、廃止する際にその旨付された条件です。

所定の対応を行った場合は、

談合情報が一般競争入札の参加業者名又は指名競争入札の指名業者名のすべてを、おおむね正確に指摘したと認められる場合。

談合情報が予定価格又は設計積算額を、認知又は推察できる状況になる前に正確に指摘したと認められる場合。

談合事実認否の審議によって「談合の事実がある又は談合の疑いが強い」と認定された場合。

以上の場合、3 ヶ月間ランダム・カットが復活するという規定が、未だに継続して残っているということです。事務局からは以上です。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

ただ今の説明は、いろいろな多岐な内容が含まれていましたが、説明についてのご質問について、お伺いしたいと思います。今の説明に対して何かご質問等はございますでしょうか。

(委員)

北海道における談合情報対応手続について、適切な対応ということで、(談合の情報があった場合)公正取引委員会に通知しなければならないとされ、その通知義務を果たすために取扱いについて要領を策定しなければならないとされている。その要領については、公正取引委員会の行う審査の妨げにならないように留意しなさいということですが、それ以上、細かいこういうことを聞きなさいというのは、あまりないのですかね。公正取引委員会の方から、その他法律等で、

(事務局)

法律等では、ないですね。

(委員)

各自自治体で判断をして、要領を作りなさいということですか。

(事務局)

要領を作るにあたっては、公正取引委員会の審査の妨げとならないという点に配慮してくださいということです。

(委員)

あまり頑張って情報を引き出しなさいという記載はされていないような感じはしますね。

(事務局)

これを見る限り、逆に余り変にいじっておかしくさせないようにというふうに、私どもは理解しているところです。

(委員)

毎回、直接業者の方々に会って面談・質問をして、結局特にそんなことはありませんという回答を報告する訳ですよ。それに対して、公正取引委員会も受け取るだけで、別に何も言ってくるわけではないわけですよ。

そういう質問をして何もありませんという回答でしたというのを毎回報告して来ることに對して。そういう報告を毎回受けても、情報として使えないじゃないかとも何も言わない訳ですよ。

(事務局)

私どもは、証拠隠滅のおそれ等があるので、逆に向こうもあまり掘り下げて聞いてほしくはないのかなと、そういう理解をしております。

(委員)

そういうことであれば、こちらも淡々とやるしかないのかなという感じがするのですが。

内容以上に入ってしまうので、これ位で。

(委員)

埼玉県の取扱いで、刑事訴訟法に基づく告発についてという部分がありましたけれども、先程の公正取引委員会との関係であると、都道府県側は、公正取引委員会に任せてそちらの行政処分的なものにおまかせするというような立場をとってほしいというものと、埼玉県が刑事訴訟法に基づく告発について決定するということについて、少し全体的な流れと違うような気がするのですけれども、その辺は、もう少し詳細な情報とかはないのでしょうか。

だから、北海道もこういう方法をとった方が良いということを行っているのではないのですけれども。何か、そういった事情とか、特殊性といったものは何かあるのでしょうか。

(事務局)

その辺については、承知しておりません。

(委員)

過去にいろいろなことが、埼玉県でも問題になっていましたので、それを契機にこういう規定ができたのではなからうかと推測するのですけれども。

(事務局)

他府県も公正取引委員会だとか警察に通報して、そちらの方で動いていただくというかたちを取っております。埼玉県にあっては、動いていただくというよりは告発まではしましようということで、告発以降の動きはそちらにおまかせするという流れなのかなとは思っております。

(委員)

情報提供というより、もうちょっと強い意味合いのものということですか。

これは、公正取引委員会に訴えるのですか。それとも、検察に訴えるのですか。

(委員)

これは訴訟ですから、警察でも検察庁でも良いのですけれども。

要するに、刑事訴訟法の規定からいえば、埼玉県の場合、「不正行為の事実ありと判断したときは」となっていますから、公務員が犯罪行為を探知した場合には告発しなさいという訴訟法上の規定があるので、調査段階で北海道なんかにしても、道が犯罪行為あり判断すれば、それは犯罪行為を認定した訳ですから、それは、告発するのが公務員としての法的義務です。

埼玉県は、別に書かなくても良いことをあえて書いているといえ、それまでの話で。

今、委員からの発現があったように、以前、埼玉県を揺るがす大きな事件がありましたので、そういう経過で脅しの力を強めるためにこういう厳しい表現を用いたのだらうとは思いますが、それでも、あまり意味がないといえ、意味がないということです。

(委員長)

他にありませんでしょうか。

先程途中で、これ以上になると意見になるということだったので、先程の話題に戻りまして、もう少しポイントとなる点などありませんでしょうか。

(委員)

この資料が読み取れる意図としましては、あまり余計なことはやってくれるなということ。

こういうことを聞きなさいよということも、特に言われたい訳です。

独自に頑張るといのは、頑張れるだけのいろいろな人的資源とか権限とかがあればいいですけども。

(事務局)

ノウハウもありませんし、当然、捜査権も私どもにはございませんので。

(委員)

任せるといのがこれに沿っていますし、ある種、楽というか。

(事務局)

最終的には、公(公正取引委員会、警察)の判断が出ないことには、外向けに対抗要件となつてこないという部分もございまして、それであれば、発注者側として変に深く掘り下げて、ノウハウもない中で中途半端にやるよりは、その辺の判断の全てをしかるべき機関にお任せする。

発注者としては、目の前にある入札に対して、その部分の公正性を保っていく。そういった判断で進んでいった方がより良いのかなと考えているところです。

(委員)

全体的な対応というか姿勢としましては、談合情報があったときにその情報から談合を見つけるといことは、なかなかできない訳です。

(事務局)

状況としては、難しいところです。

(委員)

むしろ、そういう意図もこの委員会にあると思うのですが、事前に談合が起きないように。

(事務局)

そうですね。別のやり方で身を守るというか。そういった方向で考えていかざるを得ないということですね。

(委員)

現状は、そういったことから、今、ご説明がありました横の一覧表で書かれているような情報の時期に応じて手続きが詳細に定められておりますので、それにしたがって、どの項目に該当するかというのをそれぞれの発注機関で判断されて、当然、事業というのは執行していかなければ問題がある訳ですから、できるだけ遅滞ないように入札を執行していくという形で、現在のプロセスが定められているということです。

今までの話からすると、このプロセスの中で何か現状問題が起こっているのか、このプロセスで今後もやることに対して特段問題がないのかということですね。

(委員)

入札参加者を増やすというのが、やれる範囲で一番効果があると思うのですが、それ以外に何かやりようがあるなら、また、考えたいのですが、

現状での質問事項は、公正取引委員会の捜査を妨げるものにも全然なっていないと思いますし、情報を引き出すものにもなっていないなど、役にも立たなければ害にもならない。それはそれで、まあいいのかなと。

(委員長)

他県の例も調べていただいたのですが、これだといういい方法も他県の例からはないうので、今の5問がけっしていいものだとも思わないのですが、当面それに変わっていい方法というものが無いということと、あくまでもそういうことを一度も聞かずに入札に、次のステップに進むというときには、そういう疑いをもたれた会社にとっての弁明の機会も奪ってしまう、それも全くないであなた方は外しますよということも(場合によってはあると思うが)できないだろうから、やらざるを得ないという立場と理解していいですね。

具体的にそういう懸念があるものについては、要件緩和をできるだけ広く緩くすることによって、競争条件というのを確保してやっていただくということですね。

それから、今までのいろいろな改革で、紙ベースの入札から電子入札とかいろいろな形で、そういうもの(談合)がやりにくい環境には改善はされていますので、そういったことによって、どれだけの効果が、効果というのは検証ができないかもしれませんが、今まで数年間、改革をしてきていると思うのですが、それによる効果というものの検証というのは、それは非常に難しいとは思いますが、談合というものがあつたとか、なかったとかいうことの判定が難しい中で、効果の検証は当然難しいと思うのですが、この数年間やってきた改革というものを評価するということを道庁では何かやっておられるのでしょうか。どうなのでしょう。

(事務局)

一番いいのは、電子入札を導入したとか、一般競争入札を拡大して行って、談合情報がそれに伴って減っていけば、それはそれで効果が現れているという結果になるのかも知れませんが、残念なことに、一般競争を拡大していても、談合情報は極端に減っていないですし、そういう中では、どう効果が現れているという判断は難しいのかなとは思いますが。

(委員)

落札率は、下がっていますよね。

(事務局)

談合情報が入った案件についての落札率というのは、下がっております。

(委員)

一般的に指名競争が多かった時代から、多様な入札方式にして、一般競争入札にしてという中で、談合情報の件数は余り変わらないかも知れませんが、落札率自体は下がってきている。

(事務局)

おそらく、昔に比べて談合情報が入った案件についての落札率を比較したときに、下がっていると思います。

ちなみに、平成 21 年度の情報が入った案件の落札率ですが、これは、物品購入的なものだとか前回の委員会で報告させていただいた道警の駐車違反の取締業務だとかそういったものも入っておりますけれども、全体で 90%を切る位の落札率となっておりますので、一般的なものの落札率よりもさらに低い落札率となっております。

ただ、案件によっては、99. %といったものもあります。

(委員)

多様な入札の一般競争に一本化する前の頃のデータを使って、卒業論文レベルなのですがそれでも、ざっと回帰分析をしたときには、指名競争だと明らかに落札率が高く、それ以外の競争入札だと下がるという全体的傾向ですね。個別にはいろいろあるかも知れませんが、結果が得られましたので、全体的には、落札率は下がっていますので、それをもって、談合が減っているのかということ、それはまた、わかりませんけれども。

工事件数自体、減っているというのもあるでしょうけれども、競争自体は激しくなっている印象を私は受けているのですけれども。

(委員)

それは、たぶん工事の(全体)金額自体が減少しているので、別の要因がありますからね。そういう競争性というのは、別の要因が働いているので、一概に落札率が下がっているからということでは単純にはいかなない要因があると思います。

(委員)

ちゃんとした分析をやろうとしたら、データなのです。結局、大雑把な統計分析をやっても、他の要因もありますでしょと言われたら、そこで終わってしまうのですよ。

(委員)

参加した業者さんが、ある地域でどういうふうなトレンドで動いているとかですかね、もうちょっと、細かな分析をしないとわからないところがあるのですよ。それが、本当に正しいかどうかは、わかりませんけれども。ちょっと、複雑で難しいかとは思いますが。

(委員長)

今、いろいろとこれまでの道の取組とか手続等について、ご説明いただいたのですけれども、こういう視点もあつたらいいのではないとか、説明いただいた内容を超えて何か感想とかございましたら、お聞きしたいなと思いますが。ございませんでしょうか。

(委員)

単純な現場の方へのお願いで、談合情報を得て入札手続の担当者が調べてどうこうするというのは、実際問題、難しいだろうと思います。一番談合が起りやすいのは、金額の大きい工事と継続工事の初回。談合にメリットの多い工事というのが一方で、似たような工事がたくさん

あるのですね、道の工事を見ると。そうすると、たまたま情報が入るのはたくさんある工事の中の、何か人間関係がごちゃごちゃして情報が出たりする程度だとすれば、土現職員の方とか、現場で直接業者と相対する方々が情報のあった業者に対して継続的に目を光らせるとか、そういう姿勢で接して業界全体を見ていただくということの方が、談合防止につながるのであって、現場で一生懸命調査してなんとかというのは、労多くして実り少ないかなという感じがしますね。現場の公務員の方々に大いに期待するほうが効果的かなという気がしますがけれども。

(委員)

私は余り期待できないのですけれども。だいたい、現場の方とお話ししていると、現場の方は業者の方と接しているので、そっちの肩を持つ傾向がありますので。

(委員)

そこで期待しないと、現場の方に期待することも重要かなと。去年、先生とご一緒させていただいた実地の調査というものも、そういう意味で実地調査というものには、ウエイトを置いた方がいいのではないかと思います。ああいう場で現場の人にしっかりもの申す、そのもの申したことを後々フォローする、そのことの方が効果的かなという気はしますね。

(委員長)

他にご意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、談合情報対応手続につきましては、この辺で議事の方を最終させていただきたいと思っておりますけれども、今後の取組としましては、これまで行ってきました入札制度の改革等につきまして、できるだけ透明性をさらに、今現在では、特段方策というのは提言できないのですけれども、そういったものを継続的に高めるといこと、それから、先程ご意見がありましたように、職員の意識も、さらに談合防止という観点から、現場の職員の意識も高めていただいて、できるだけ談合情報が少なくなるというようなことを将来的に渡って期待するようなことで、制度的な面から何か問題がありましたら、またこの場で議論をして行きたいと考えますので、この辺については、本日の段階ではこのようなことでまとめさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、本日の委員会はこれにて終了させていただきますけれども、事務局の方から、何かございませんでしょうか。

(事務局)

次回委員会を9月上旬に実施する方向で、別途、日程調整等の打合せをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。